

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成18年1月16日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第118号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第74号）中京都市桂川児童館に関する部分の施行期日は、平成18年2月1日とする。ただし、同条例中附則第3項の規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）